

南ヶ丘自治会館廃止に係る市民説明会 議事録（要旨）

日 時：2023年（令和5年）8月19日（土） 10：00～11：40

場 所：小坪小学校区コミュニティセンター

市 民：12名

事務局：【市民協働課】新倉良枝課長、西久美子係長、金井夢里亜主事（議事録作成者）

○開会

- 市民協働課職員の紹介
- 新倉良枝市民協働課長から挨拶

○議題

1. 南ヶ丘自治会館概要について（西久美子市民協働係長）

小坪7丁目南ヶ丘西公園内に位置している。

木造ストレート葺2階建、床面積 45㎡

自治会館ではなく、地域活動センターとして管理している。

地域活動センターとは、条例に位置づけられている公共施設である。自治会館、町内会館と異なり、誰でも使える公共施設である。

2. 耐震診断の結果

令和4年12月6日に耐震診断を実施し、12月19日に結果が判明した。

南ヶ丘自治会館は0.21という評価が出たため、12月19日付けで即日臨時休館した経緯がある。臨時休館後は、立ち入り禁止としている。

建物が倒壊した場合、道路や近くにある砂場にも影響が及ぶだろうと想定される。

ぬれ縁の下の基礎にひび割れがあったり、外階段に隣接している柱が腐食しているという結果が出ている。また、外階段も金属部分が抜ける可能性があるため、2階にあがることも危険な状況である。

3. 今後の検討

南ヶ丘自治会の昨年度、今年度の役員と①修繕・補強をして現在の会館を残す、②建て替え、③廃止について、協議を行ってきた。

1つ目の課題は、建て替えて2階建てにする場合、エレベーターの設置が必要となる。限られた面積の中でエレベーターをつけた場合、部屋の面積が狭くなる。

2つ目の課題は、都市公園法の適用があり、建物面積は公園の全体の面積の2%以内でなければならない。平屋で建てた場合、一部屋となるが活用が可能であるか。

3つ目の課題は、現在の建物がレッドゾーンに入っているため、公園の中に建て替

える場合、レッドゾーンではない場所に建てなければいけない。それに伴い、遊具などの位置を変える必要がある。

4. 方針

課題を踏まえ南ヶ丘自治会館について廃止とすることを決定した。

5. 今後のスケジュール

1ヶ月間のパブリックコメントを実施した後、第4回定例会において、逗子市地域活動センター条例の一部改正を提案する。

○質疑応答

市民: 条例の一部改正の提案とは、どういった内容か。

事務局: 条例に記載のある 15 館の地域活動センターの中から南ヶ丘自治会館を削除し、南ヶ丘自治会館を廃止することを提案するものである。

市民: 会館をなくすというものか。

事務局: なくすということである。

市民: 地域活動センターを廃止することには反対する。市長や議会、住民が同意している必要があるかと思うが、同意していない。現在の会館は住民が建築費用を出し合い建てたものであるが、当時は自治会では登記ができなかったため、市に寄付した。現在は法律が改正され、自治会も不動産の登記をすることができるようになった。久木会館のように時間をかけて、ワークショップで住民の声を聞いてほしい。

市民: 逗子南ヶ丘自治会の歴史を書いた逗子南ヶ丘自治会概要というものがある。今日は歴史を知っている方も出席しているため、それも踏まえて話ができると思う。この説明会の目的は、①廃止を決めたという報告②廃止をするため意見を聞きたい、のどちらなのか。

事務局: 市としては廃止の方針であるが、市民の方々の意見を伺いたいという趣旨である。

市民: これまで自治会や近隣住民が南ヶ丘自治会館を有効に活用してきたことを踏まえて、廃止ではない方向で考えてもらいたい。

市民: 市からも説明があつたが、南ヶ丘自治会館は逗子南ヶ丘自治会のものという概念ではなく、広く使用される会館であるという理解が正確である。

市民:住民で建築資金を出し合って提供するので、自治会館を残す方向で協議いただきたい。

市民(逗子南ヶ丘自治会会長):自治会役員でまとめた考えをご説明したい。昨年12月に休館となってから、会議等は小坪小学校区コミュニティセンターで行ってきた。現役員としては、会館がなくても不便と感じていない。部屋も広く、駐車場等もありコミュニティセンターの方が良いという意見もある。また、公園法の適用を受けるため、今と同じ面積で平屋建てというのと、役員14名、総会の際は30名の人数が入ることはできない。会館の利用についてもほとんど使われていない現状がある。会館を取り壊し、その場所に遊具を置いたり、公園として地域のコミュニティの場としていくのも良いのではという意見もあった。自治会をなくした場合の緊急時の災害避難場所については、防災倉庫を大きくし、自衛隊が使用するような災害用のテントを置いておき、災害時の対策本部を作ることができる。これらのことを踏まえて自治会役員としては、多額の税金を使って会館を残していくよりも、未来ある子どもたちのため、公園で遊びやすいという環境を目指していった方が良いと考える。公園をバリアフリー化し、高齢の方も公園に行きやすくなったら良いと思う。

市民:10年以上前になるが、緑政課から遊具について敷地面積の100分の2しか置けないと説明を受けている。その後、公園を活性化する会を発足していった。これまで自治会館で炊飯して餅つき大会を行ってきた。会館にはトイレもある。学童会や手品なども行われてきた。そのような企画をとおして、公園を活性化する会の活動が広まっていったが、コロナの影響を受けて活動できずにいた。今まで約10年かけて、広い世代が集まって話したり遊んだりできる場所を目指してきた。公園法の適用を受けるのであれば、公園ではなく空き地とすれば良いのではないか。空き地とすれば、2階建てにしなくとも平屋で広く建てるのが可能であると考え。この方向で検討いただけないか。

事務局:都市計画法に基づいた都市計画公園と都市公園法に基づいた都市公園として市として位置付けているため、公園をなくすという話になれば、法律に基づいた手続きが必要になってくる。公園の管理は別の所管となるため、意見として持ち帰ることは可能であるが、検討するというような回答はこの場では致しかねる。都市計画法の改正となると、短期間ではなく、数年という時間をかけて進めていくこととなる。

市民:都市計画法の改正は求めている。公園を空き地にすることができれば良い。

事務局:都市計画法で都市計画公園として定められているため、簡単な手続きではない。

市民:用途変更をするだけで良いのではないか。

事務局:南ヶ丘西公園は、都市計画法と都市公園条例の2つが適用されている。

都市公園条例だけであれば、条例の改正の可能性も考えられるが、都市計画法に基づいた公園であるため、条例とは別に手続きをする必要がある。

市民：方向性として、その方向で考えていくことはできるのか。県や法律の専門家などに意見を聞きながら、実現可能な提案であるか、相談をしてもらうことはできるのか。

事務局：今この場で判断できる内容ではないが、貴重な意見として持ち帰る。

市民(逗子南ヶ丘自治会会長)：先ほどの説明で不足している部分があったため、補足したい。この説明会は、まずは自治会館の取り壊しに関する説明をする場である。耐震の関係で危険であるため、早急に取り壊すということを自治会から市に話している。このことについては、自治会内でも理事会の議事録として回覧をした。今後どうしていくかはその次の議論として、まずは、取り壊しが優先事項ではないか。

事務局：会長からお話しいただいたが、まずは会館の取り壊しを急がなくてはいけない。そして、今後のことについて考えたときに、課題を検討した結果、市としては会館を廃止して、公園を地域のコミュニティの場として活用することを考えた。本日の説明会は取り壊しと、今後に関して意見をいただく場としている。人口が減っていく中で、市の施設を今までと同じように維持していくのは大変厳しい状況である。皆さまから公園の活用の仕方や公園以外の場所を活用した活動ができないかといった意見をいただき、検討していきたいと考えている。

市民：建築面積について、逗子市の都市公園条例に敷地面積の100分の10とする特例がある。対象になる建物が、都市公園法施行令第5条8項に書かれており、「政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な施設」とあり、南ヶ丘自治会館の建物の登記は集会所となっているため、100分の10の特例が適用されるものと解釈している。

事務局：特例については、確認をするため持ち帰らせてほしい。公園の管理の所管にも確認し、皆さまに承諾いただければ会長経由で自治会に連絡させていただく。

市民：公園の所管は緑政課と理解してよろしいか。

事務局：そのとおりである。

市民：3つ質問をしたい。1つ目は、検討を行う中で建て替えという選択肢はなくなってしまったのか。2つ目は、東日本大震災の際に自治会館があることで迅速に対応ができ、高齢者等の不安を取り除くこともでき大きな助けになった。防災の観点から、建て替えないのであればどのようにして継続していくのか。

3つ目として、活動場所としてコミュニティセンターなどもあるが、家から徒歩ですぐに行ける場所があることが、地域のコミュニティの場として意味があると思う。会

館がなくなることで、地域のコミュニケーション機能が低下するのであれば、建て替えをして、継続すべきである。津波の恐れがある際も、自治会館は海拔30メートルほどあり、そこに防災の備蓄があるので、そういった面でも建物がある意味を感じる。

事務局:1つ目のご質問について、市としては100分の2としてこれまで検討してきた。面積の小さな建物となることから、皆さまが思っているような活動はできない。2階建てにする場合、公共施設であるためエレベーター等バリアフリーの対応が必要である。こういった検討を行った結果、建て替えについては難しいと判断してきたが、先ほど100分の10の特例の話もいただいたので、法律等の解釈も含めて確認し、自治会会長を経由して、皆さまにご報告する。

2つ目と3つ目の質問について、防災やコミュニティの拠点については、市としても必要と考え、自治会館ではない形で拠点を設ける方法を検討してきた。ひとつとして、空き家の活用という事業がある。家の所有者の理解が得られれば、固定資産税、都市計画税相当額を市が助成し、地域の方が活用できるという内容である。複数団体での活用が必要となる。もうひとつは、地域内に民間の事業所があれば、事業者の方にご協力いただき、イベントなどを行うという方法も可能ではと考えている。

建物を取り壊し公園が広くなれば、子どもたちが遊ぶことができる。花壇の一部を畑にして、収穫したものを調理し、地域の高齢者の方にお届けするなどコミュニティ活動の例もある。公園としての活用方法が広がるのではと考えている。

市民:建築資金については、自治会員として寄付させていただきたい。特例が適用されることに期待している。

市民(返子南ヶ丘自治会副会長):ラジオ体操など健康のためになるようなことを実施するなど、公園としての活用を考えていても良いのではないか。ただ、災害のための備蓄を保管する場所が必要である。備蓄については自治会でも考えていき、市でも調整いただきたい。

市民:まず今回は、建物が危険であるため取り壊すということだと思う。今後の話についてと話が混ざり、混乱している。市から説明いただきたい。

事務局:自治会館が自治会員の寄付で建てられたものであるという過去の経緯は承知している。思いが詰まった会館であることも理解している。しかし、現在は市が管理する施設である。南ヶ丘の地域の方だけの利用に供する会館ではなく、どこの地域の方もお使いいただける会館である。市全体を考えた時に、会館の必要性について考えていかななくてはいけない。会館が危険な状態であるため、取り壊しを急がなくてはいけない状況である。取り壊しについては皆さまにご理解いただけていると本日確認ができた。今後については、本日いただいた意見を踏まえ、回答する。

市民:取り壊しについては決定、廃止については持ち帰りという理解でよろしいか。

事務局:本日いただいたご意見に回答してから、今後については進めていく。

○閉会